

令和 8 年教育福祉委員会会議録

1. 招集年月日 令和 8 年 3 月 12 日 (木)
2. 招集の場所 可児市役所 5 階第 1 委員会室
3. 開 会 令和 8 年 3 月 12 日 午前 10 時 58 分 委員長宣告

4. 協議事項

1 付託案件

議案第 20 号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 22 号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 23 号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

2 委員会質疑

- (1) 学級閉鎖等における ICT 活用の実効性と学びの保障について
- (2) 今後の学校施設のバリアフリーについて
- (3) 長距離通学児童・生徒の通学方法の改善の検討について
- (4) 教室内スクリーンについて

3 報告事項

- (1) 可児市国民健康保険税条例の一部改正について
- (2) 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について
- (3) パブリックコメントの結果公表について
- (4) こども誰でも通園制度の準備状況等について
- (5) 小規模保育施設の認可保育所への移行について
- (6) いじめの未然防止と早期対応の充実について

4 協議事項

- (1) 行政視察について

5 その他

5. 出席委員 (7名)

委員長	天羽良明	副委員長	田口豊和
委員	林則夫	委員	富田牧子
委員	川合敏己	委員	松尾和樹
委員	酒向さやか		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

福祉部長	河地直樹	こども健康部長	大杉美穂
教育委員会事務局長	水野伸治	高齢福祉課長	宮原伴典
介護保険課長	井藤好規	国保年金課長	後藤文岳
子育て支援課長	野尻康宏	保育課長	可児浩之
教育総務課長	下園芳明	学校教育課長	木村正男

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	鈴木賢司	議会総務課長	平田祐二
議会事務局 書記	中島めぐみ	議会事務局 書記	大野祐貴子

○委員長（天羽良明君） それでは、ただいまから教育福祉委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに、1. 付託案件、議案第20号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○国保年金課長（後藤文岳君） 議案第20号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

委員会資料3ページを御覧ください。

初めに、令和8年度可児市国民健康保険子ども・子育て支援納付金分の課税について、概略をお話しさせていただきます。

1の概要です。令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設されることとなり、高齢の方を含む全世代の方から加入する医療保険の保険料に上乗せする形で負担いただくこととなります。

国全体の支援金徴収額は、令和8年度がおおむね6,000億円、令和9年度がおおむね8,000億円、令和10年度以降がおおむね1兆円と、段階的に引上げを行いながら制度構築が図られます。

2の可児市国民健康保険における対象者は、全ての可児市国民健康保険被保険者ですが、18歳までは均等割額が10割軽減されます。

3の令和8年度保険税率（案）です。市町村が県に納める納付金を賄うのに必要な保険税額を確保するための税率である標準保険税率を県が示していますので、それに基づいた税率となります。

令和8年度の保険税率は、世帯の所得に応じて課税される所得割額が0.29%、被保険者1人当たりに課税される均等割額が1,400円、1世帯当たりに課税される平等割額が900円、18歳未満の10割軽減分を18歳以上の被保険者で支えるため均等割額に上乗せされる18歳以上均等割額が100円、賦課限度額は3万円です。

基礎課税額分、後期高齢者支援等課税額分、介護納付金課税額分と同様に、低所得者に対する7割・5割・2割の軽減措置を設けています。

なお、基礎課税分とは、一般的には医療分と呼ばれているものです。

また、支援金徴収額が段階的に引き上げられるため、それに伴い令和9年度、令和10年度も税率改正を予定しています。

保険税率（案）は、可児市国民健康保険運営協議会から妥当であると答申いただいています。

4の予算（案）です。子ども・子育て支援金分の当初予算は、歳入として保険税5,093万

9,000円で、1人当たりの月額は約261円です。保険税軽減措置に対する保険基盤安定繰入金
が870万7,000円、歳出として子ども・子育て支援納付金5,964万6,000円です。

なお、18歳までの均等割額10割軽減、18歳以上均等割額の7割、5割、2割軽減、賦課限
度額につきましては、根拠法令である地方税法施行令が改正されていないため、本議案の条
例改正案の中には含めておりません。地方税法施行令は令和7年度内に改正される予定で
すので、その部分につきましては、改正後速やかに可児市国民健康保険税条例の一部改正を専
決処分させていただきますので、御承知おきください。

それでは、資料番号1、議案書54ページから62ページと、資料番号6、提出議案説明書3
ページを御覧ください。

説明は提出議案説明書でさせていただきます。

(1)の改正の趣旨ですが、子ども・子育て支援金制度創設に伴う地方税法改正により、国
民健康保険税の課税額に子ども・子育て支援納付金課税額が追加されることに伴い、当該課
税額を規定するものです。

(2)の改正内容です。第3条第1項では、国民健康保険税課税額の合算する区分である基
礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額に子ども・子育て支援納付金課税
額を追加します。

第3条第5項では、子ども・子育て支援納付金課税額を算出する項目を規定しています。

中段の表を御覧ください。

令和8年度に課税する額となります。先ほど申し上げた所得割額、均等割額、18歳以上被
保険者均等割額、平等割額を規定しています。

条文につきましては、所得割額が条例第11条の2、均等割額が第11条の3、18歳以上被保
険者均等割額が第11条の4、平等割額が第11条の5となります。

平等割額の中に特定世帯、特定継続世帯という項目があります。これは、国民健康保険被
保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国民健康保険
被保険者が1人だけとなった世帯を特定世帯、特定継続世帯といい、平等割額を軽減するこ
ととなります。対象となってから5年間は、特定世帯として平等割額の2分の1、その後の
3年間は特定継続世帯として平等割額の4分の3を課税します。

次に、下段の表を御覧ください。

均等割額、平等割額の軽減です。国民健康保険税の額を算定する際、政令により定められ
た所得基準を下回る世帯については、均等割額、平等割額の7割・5割・2割を減額する制
度があります。

条例第23条第1項では、均等割額、平等割額の減額する額を規定しています。均等割額、
平等割額に、7割軽減は0.7、5割軽減は0.5、4ページに移っていただき、2割軽減は0.2
を乗じた金額が減額する額となっています。米印1から3につきましては、米印1が7割軽
減、米印2が5割軽減、米印3が2割軽減の対象となる政令により定められた所得基準です。

次に、中段の表を御覧ください。

条例第23条第2項に規定されている未就学児の軽減です。令和4年度から未就学児の均等割額を5割減額しています。なお、低所得世帯に該当する場合は、減額後の均等割額に対して算定しています。未就学児の減額する額の算出は、均等割額から7割・5割・2割の軽減額を控除して軽減後の課税額を算出し、その5割が減額する額となっています。軽減がない世帯につきましては、均等割額の5割となっています。

なお、先ほど御説明いたしました18歳までの10割軽減があるため、5割分の課税額も減額されることとなります。

条例第23条第3項は、出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額及び均等割額の減額する額の算定方法を規定しています。

今御説明した軽減措置については、基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分、介護納付金課税額分においても同様に行っているものです。

(3)の施行日は、令和8年4月1日です。

議案第20号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより議案第20号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（川合敏己君） 先ほど説明の資料のところでもいただいた、県が毎年市町村ごとに算定している保険料率に基づいて、その税率が計算されているということで、本当に100%県の計算に基づいたものとして設定をされるということでもよろしいですか。

何か市として色がついているとか、そういうことはないですか。

○国保年金課長（後藤文岳君） この標準保険税率というのは、県に支払う納付金を賄うのに必要な保険税額、それを集める保険料率を示しているものですので、そこに市の色をつけて仮に下げるとすると、県に納める納付金が足らなくなるので、その分をどこかから補填する必要が出てくることになってしまいますので、県の示した保険税率に基づいて設定はさせていただいていますが、ただ、端数の関係で100円未満を四捨五入はさせていただいています。以上です。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

よく分かりました。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（富田牧子君） そもそも、保険でこの子ども・子育て支援金を払うということが本当におかしいことだと思うんですけど、保険の目的というのは医療保険ですよね、みんな。病気になったときとか、そういうことで使うための医療保険に、何で子ども・子育て支援金が上乘せられるのか、その理由についてちょっとお伺いしたいと思います。

○国保年金課長（後藤文岳君） すみません、国のQ&Aの中で示されていることですが、新しい徴収制度を一からつくることも考えられるんですけども、原則として全ての人が加入する公的医療保険の徴収ルートを活用することで、制度構築のコストを抑えることが

できるということが国のQ&Aでは言われています。

ただ、既存の本来の医療保険だけではなく、今現状、後期高齢者医療制度への納付金とか、介護保険への納付金、今、富田委員がおっしゃる、それも2つとも保険といえば保険ではあるんですけども、他制度のものを活用するというのは既にもうやっていることではありますので、それによって医療を減らすことができるメリットや、制度の持続可能性を高めることにつながるということで、こういった徴収ルートを設定しているということでございます。

○委員（富田牧子君） 説明は聞きました。

それで、この前から後期高齢者医療制度のところに、まず出産育児一時金とあって、それもこの前から、令和6年から上乗せされて取られているわけですよ。こんなことをやっておいたら、この次何が上乗せされて保険のほうに来るか分からないという、本当に不信感しかないわけ、私はこれを聞いて。子ども・子育て支援金というなら、もっとほかで財源手当てをすべきであって、国の子供だからみんなで負担せいとか、そんなのはおかしいというふうには私は思いますけれど、どうも納得がいかないのが、この子ども・子育て支援金の納付金というところです。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

○委員（富田牧子君） 反対します。

先ほども申しましたように、保険に子ども・子育て支援金を上乗せするということがまずもって理解し難いです。

それで、この前から後期高齢者医療制度のところも、出産育児一時金、とにかく出産の部分で後期高齢もそれを負わされています。これは本来はほかで手当てすべきもので、医療保険に上乗せするということがとてもおかしいことだと思います。

それで、可児市の国民健康保険税は去年上がりました。そして今年も上がる。去年上がったときに県の保険料に統一すると、県で統一するというので、あと令和9年と令和11年も上がるんだと、2年ごとに上がるんだというようなことをお聞きしたと思うんですけど、今度はそうじゃなくて、もう毎年毎年、とにかくこの子ども・子育て支援金も増えていくわけですから、上がっていくということで、本当にこれっておかしいんじゃないかと思います。

子ども・子育て支援金を上乗せして値上げするのには反対です。

○委員長（天羽良明君） ほかに発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言がありませんので、これで討論を終了いたします。

これより議案第20号 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。よって、議案第20号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第22号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○**保育課長（可児浩之君）** 議案第22号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明します。

資料番号6、提出議案説明書の5ページをお願いします。

このたびの条例改正は、経済的支援が必要な世帯の保育料を減免するため改正するものでございます。

具体的な改正内容につきましては、資料番号1、議案書に基づき説明させていただきます。74ページをお願いいたします。

第10条の保育料の減免につきまして、第2号として新たに市町村民税非課税世帯を追加するものでございます。

なお、市町村民税非課税世帯の減免自体は、既に令和7年度から実施しておりますが、令和7年度は改正前の条例第10条第2号のその他特別な事情があると市長が認めた場合として整理していました。これは、市町村民税非課税世帯の減免を実施することで、キッズクラブ入所申請者が増加し、待機児童数が増加する懸念があったため、暫定的な減免の位置づけとしていたものでございます。

実際の入所申請者への影響は小さく、また全国的にも減免実施市町村が増加している状況等も踏まえまして、今回改めて恒久的な減免として条例に位置づけるものでございます。

なお、本条例の施行日は令和8年4月1日となります。

説明は以上です。

○**委員長（天羽良明君）** これより議案第22号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、質疑は終了いたします。

続いて討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第22号 可児市キッズクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第22号は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第23号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○介護保険課長（井藤好規君） 議案第23号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料番号6、提出議案説明書の5ページ、併せて教育福祉委員会資料4ページを御覧ください。

この条例の改正ですが、介護保険法施行令の改正に伴い改正するものです。

資料は、国の社会保障審議会介護保険部会の資料となります。

令和7年度の税制改正により、個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に10万円引き上げられました。介護保険料は、所得段階の判定を合計所得金額や市民税の課税非課税の別を用いるため、給与所得控除の見直しによって、令和6年分と令和7年分の給与等の収入金額が変わらなくても保険料段階が下がるものが生じる等の影響が出るようになります。

そのため、第9期介護保険事業計画中の保険者の想定しない保険料の収入不足を防ぐため、令和8年度の第1号被保険者の保険料に限り、合計所得金額等が変わらなければ、令和7年度と同額の保険料となるよう、給与所得控除が従前のものとして保険料を算定するため改正するものです。

改正の内容ですが、第8条については後ほど説明させていただいて、まず付則第8条、付則第9条から説明させていただきます。

付則第8条は、保険料を計算する際の合計所得金額の算定、付則第9条は、保険料算定における市民税の課税・非課税の判定になります。

付則第8条については、教育福祉委員会資料5ページを御覧ください。

①の表、改正内容の上段、付則第8条は、保険料の所得段階の判定に当たって、給与等の収入金額が55万1,000円以上190万円未満である第1号被保険者の合計所得金額については、令和7年度税制改正の影響に伴って給与所得控除が引き上げられた額を税法上の所得に加算した額を用いることとするものです。そのため、給与等の収入金額が変わらなければ、合計所得金額も同額となります。

給与等の収入金額に応じて、税制改正影響分として加算する額が変わります。

下の②の表を御覧ください。

付則第8条第1項、給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満の場合は、引き切れる金額で算定するため、給与等の収入金額から55万円を控除した額を税法上の所得に加

算します。

第2項、65万1,000円以上161万9,000円未満の場合は、10万円を税法上の所得に加算します。

第3項、161万9,000円以上190万円未満の場合は、収入が増えるにつれて引上げの影響が小さくなりますので、65万円から令和7年度給与所得控除額を控除した額を税法上の所得に加算します。

続いて、付則第9条については、5ページの①の表、中段を御覧ください。

保険料の所得段階の判定に当たって、第1号被保険者の市民税世帯非課税者及び本人非課税者の判定を行う際に、令和7年度の税制改正の影響により、令和8年度に市民税が非課税となった者がいる場合は、その者は介護保険料の算定上では市民税が課税されているものとみなすものです。

これは、令和7年の合計所得金額が市民税の非課税の基準額を下回る非課税者のうち、その下回る額が付則第8条で御説明した方法で算定した引上げ額以内である場合は、令和7年度の税制改正前の給与所得控除の内容で令和7年分の合計所得金額を算定すると非課税の基準に達しないことになり、令和8年度の保険料の算定では課税とみなすこととなります。

また、付則第9条の1項は、世帯の算定方法、2項は被保険者本人の算定方法となり、1項2号は、本人類型が障がい者、寡婦、独り親、未成年に該当する場合の算定方法、3号は障がい者等に該当しない場合の算定方法となります。

それでは、第8条に戻って説明させていただきます。

教育福祉委員会資料5ページ、①の表の下段を御覧ください。

令和7年度に市民税が非課税の者が税制改正による給与所得控除の最低保障額引上げの決定を受けて、令和8年度も引き続き市民税非課税になるよう、引上げ分の範囲内で就労調整、就労支援の増加を行った場合、令和8年度市民税は非課税となる一方、介護保険では引上げ分の影響はなくされているため課税とみなされます。非課税の範囲内で就労調整を行った者が、意図せず介護保険料が増額されてしまうことになるため、介護保険法第142条に定める特別の理由に該当するとして、当該者の保険料を令和8年度保険料算定において、課税・非課税の判定について市民税非課税者として判定する保険料段階まで減免できることとされたため、減免を実施するものです。

ここで、資料番号1、議案書75ページを御覧ください。

今回の減免は、令和8年度限りの特例の減免とし、システム上で保険料賦課時に減免を適用することを可能とされているため、市長が特に必要と認める場合は、申請書の提出を要しないことを第8条第2項に追加する改正を行うものです。

施行日は、令和8年4月1日です。

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） これより、議案第23号に対する質疑を行います。

○委員（富田牧子君） いろいろ難しい説明なのでなかなか分かんないんですけど、結局こう

ということによって、この前、私が質問したように、年金がちょっと増えたので、ぼーんと段階が上がって、介護保険料がめっちゃくちゃ増えたという人がありましたよね。

そういうことにならないように、市のほうでその上がった分については穴埋めをしてくれるので、本人は全然これに該当していても上がるということはないんですよ。

○**介護保険課長（井藤好規君）** 条例の見直しによって、保険料のまず令和7年度の税制改正、そちらに関係する部分については、前年と給与等の収入が変わらなければ、保険料は変わらない。所得控除が上がってしまう分、実際ですと保険料は下がってしまうんですが、それに関しては計画中の保険料になるので、大変申し訳ないんですが、この控除はなかったことにさせていただいて、保険料の算定させていただくということになります。

もう一つの特例減免については、逆に所得控除が上がった分について、それを理解していて、その分だけ働いてみえるという方も中には見えることもあるかと思しますので、そういった方については特例減免ができるという内容となっております。

○**委員長（天羽良明君）** ほかに質疑はございませんか。

○**委員（富田牧子君）** もう一つ聞きたいんですけど、この所得基準は80万9,000円になっていきますけど、これが82万6,500円になるというのはいつからなんですか。

○**介護保険課長（井藤好規君）** 80万9,000円は、令和7年度中の額で出されているものですので、来年からは、ごめんなさい、今正確な額は分からないんですが、今言われたような85万円……。

○**委員（富田牧子君）** 82万6,500円ぐらいですかね。

○**介護保険課長（井藤好規君）** になります。

○**委員（富田牧子君）** 来年度ということは令和8年度ですよ。令和8年度に、そうすると、いろいろまた変わる人があるわけですか。

○**介護保険課長（井藤好規君）** 先ほど富田委員が言われたように、年金の額が上がったとかで、非課税の人が課税になったり、そういう方も中には見えるのかなとは思いますが。

○**委員長（天羽良明君）** ほかに質疑はございませんか。

○**委員（川合敏己君）** やっぱり気になるのは、第8条であえてこの一文が加えられるに至った理由というのが気になるところで、もちろん申請書を全く出さなくてもいいのか、それとも出さなくてもいいように書かれているんですけれども、ちょっとここら辺を教えてくださいませんか。

○**介護保険課長（井藤好規君）** ここは国から、そうしてもいいですよという通知があったものでやらせていただいているところなんですけど、Q&Aのほうでは、減免は、本人の申請に基づき個別に認定することが基本であるが、申請認定に係る事務負担を踏まえ、本人の個人申請によらずシステム上の対応を可能とするというようなことがありましたので、もちろん私も申請認定の事務負担が減るのはありがたいなというところもありますし、また申請ということになりますと、そちらのほうを知らないという申請もできないということで、周知もいろいろ考えていけないといけないということもありましたので、システム上で賦課よ

り前に減免のほうをさせていただくというほうを選ばせていただいたということでございます。

○委員（川合敏己君） そうすると、これは手続を行う人がその人に代わって申請するというか、手続を行うようなイメージですか。

○介護保険課長（井藤好規君） ですので、本当ですと、減免は本人の申請が必要ということになるんですけど、本人が申請が必要ないように最初から保険料はお幾らですよと通知をさせていただくときに、該当するような方をシステム上で判定させていただいて、その減免した金額の保険料を通知させていただくというような形を取らせていただきたいと思います。

○委員（川合敏己君） だから、市のほうでやっていただけるということですよ。

○介護保険課長（井藤好規君） そのとおりでございます。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

発言はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、討論を終了します。

これより、議案第23号 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りします。本日審査しました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

議事の都合により暫時休憩とします。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時34分

○委員長（天羽良明君） それでは会議を再開いたします。

2. 委員会質疑、(1)学級閉鎖等におけるICT活用の実効性と学びの保障についてを議題といたします。

質問者の松尾委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（松尾和樹君） お願いします。

学級閉鎖等におけるICT活用の実効性と学びの保障についてです。

質問の要旨は、全国的にインフルエンザが流行し、本市においても感染症拡大防止の観点から学級閉鎖及び学年閉鎖が実施されていることと思います。

可児市ICT教育に関する基本計画においては、LTEモデルのタブレット端末を学習の文房具として日常的に活用することにより、いつでもどこでも学習できる環境整備を目指しているところであると思います。

そこで、学級閉鎖等の状況下において、ICT環境が実際にどのように活用され、児童・生徒の学びの保障にどのように寄与しているのか、その実態と課題を確認するとともに、今後の改善につなげる観点から質疑するものであります。

3つ質問させていただきます。

1つ目の質問です。本年度におけるインフルエンザの感染状況並びに学級閉鎖及び学年閉鎖の実施状況について、具体的な実態を示していただきたいと思います。

質問2. 学級閉鎖及び学年閉鎖時において、デジタルドリルの活用、授業支援ソフトによる課題配付・提出、児童・生徒間のオンライン交流などはどのように実施されていますでしょうか。

質問3. 学級閉鎖等の非常時におけるICT活用について、現時点で認識している課題は何でしょうか。あわせて、ICT支援員の配置状況や教員支援体制の実効性について、どのように評価をしているのか、お聞かせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） まず、質問1につきまして、本年度、市内の小・中学校において最初の学級閉鎖を実施したのは10月20日の東可児中学校3年生1組でございます。その後、各学校において感染が拡大し、学年閉鎖を含む月別の閉鎖クラスを見ますと、11月に41クラス、12月に36クラス、1月に20クラス、2月に54クラスで実施しております。合計で152クラスとなっております。

学級閉鎖は、兼山小学校を除く全15校で実施しました。小学校で89クラスで実施し、欠席者数は802人、うちインフルエンザ386人でした。

中学校では46クラスで実施し、欠席者数は463人、うちインフルエンザは277人でした。

学年閉鎖は、全3校で実施しました。小学校は今渡南小学校、今渡北小学校の2校、計7クラス、中学校は蘇南中学校1校、計10クラスで実施しております。

続きまして、質問2にお答えをします。

本市では、令和7年度に端末の更新及びデジタルドリルなどの整備を行いました。日々の授業においては、授業支援ソフトを活用した協働的な学びや、デジタルドリルによる個別最適な学びの充実を図っております。

また、教科研究部会という教科ごとで先生が集まって授業公開、授業研究会等を行う会に

において、ICTを活発に活用した授業が公開されるなど、ICTを授業改善の効果的な手段として活用する実践で市内に広がっております。

御質問の学年閉鎖及び学級閉鎖時における対応につきましては、ICTの活用は有効な手段の一つではありますが、それが全てではないと認識しております。

各校においては、従来からの紙媒体による課題や家庭学習の指示などと合わせて、状況に応じてICTも選択肢の一つとして活用しております。

具体的な事例を申し上げますと、土田小学校では、学級閉鎖時にデジタルドリルに取り組みせたり、授業支援ソフトやTeams等を用いて課題の配付・提出を行ったりしました。

また、幾つかの学校では課題として位置づけてはいないものの、児童・生徒が家庭で端末を用いて自主的にデジタルドリルなどに取り組めるようにしております。

これらの取組は、端末がLTEモデルであるから、家庭のWi-Fi環境の有無に関わらず実施することが可能となっております。

質問3にお答えします。まず、学級閉鎖等の非常時における課題につきましては、非常時に端末が必要な児童・生徒の手元に端末がない場合があることが上げられます。夏休みなどの計画的な長期休暇においては持ち帰りによる活用が図られていますが、インフルエンザの流行による急な学級閉鎖などの突発的な休みに対しては、全ての学校で即座に持ち帰りが実施できているわけではないという認識でおります。

一方で、紙媒体の教材などICTに頼ることなく学びを進める手段もございます。

また、体調に問題のない児童・生徒への課題連絡等については、保護者連絡アプリすぐるを活用することも考えられます。

なお、年間の授業時数については、学級閉鎖等の発生をあらかじめ見越しており、余裕を持って設定しておりますので、授業時数が足りないということはありませんでした。

今年度より第2期可児市ICT教育に関する基本計画がスタートしています。今年度は活用事例を蓄積していく段階と捉え、学校の状況に応じた活用について、今後、調査・研究を進めていきたいと考えております。

次に、教員支援体制の実効性については、大きく向上していると評価しております。

今年度より、ICT支援員の配置体制を従来月に1回程度から週に1日、終日配置へと大幅に拡充いたしました。支援員1人が4校を担当する現在の体制は、文部科学省が示す教育DXに関わるXPIを満たしております。

学校からは、端末故障への対応や修理、手配、授業における操作補助などにより、教員の負担が軽減されたとの声が届いております。また、訪問頻度が向上したことで、全国学力・学習状況調査では、タブレットを用いる調査の実施日に合わせて支援員の来校日を調整するなど、週1回の訪問を有効に活用した柔軟な支援が可能となってきております。

さらに、運用支援業者によるコールセンターを設置し、支援員が不在時でも相談できる体制を構築しました。電話に加え、フォームによる質問を受け付けることで、教員がより円滑に支援を受ける環境を整えております。

今後も教員支援体制については、各校の要望を捉え、改善を図ってまいります。以上です。
すみません。一部訂正をします。

先ほど、X P I と言いましたが、K P I の訂正です。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君） 1点、実際に保護者の方からいただいているお声が幾つかありまして、やはり学級閉鎖になっているクラス等も多いので、多くの御家庭であることかもしれませんが、この学級閉鎖の期間中、子供の実態、保護者が見る限りでは、タブレット端末を触っている様子をほとんど見なかったというお声を直接聞いたり、あるいは友人とオンラインゲームをしている時間が長くて、実際にタブレットで学習、タブレット以外も含めて紙媒体というお話でしたけど、も含めて学習をしているというような様子が見受けられなかったという声も実際に聞いておりまして、幾つか、そういった部分に対して課題意識を持っておりまして、本件について質疑をしたところであります。

まず、今回導入されたこのL T Eモデルのタブレット端末というのは、家庭のW i - F i環境に依存せず、家庭においても学習に活用できるというのが大きな特徴であり、導入の目的の一つと認識をしております。なので、こういったインフルエンザ等、学級閉鎖や学年閉鎖の際には、こうした環境を生かして、家庭においても学びを継続できることが本来望ましい姿ではないかと考えております。

現在はいろいろな事例を蓄積している段階ということでしたので、こういった本来望ましい姿に向かっていていただきたいと思うんですが、一方で、可児市I C T教育に関する基本計画においては、こういった学級閉鎖時などの具体的な活用については必ずしも明確に示されていないように感じておりますので、改めてこの部分について、教育委員会のお考えをまずお伺いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 今、導入をした令和7年度、第2期に始まったばかりですので、L T E化して、まだ持ち帰りの十分さがあるかどうかとも検証しつつあるところですので、そこにつきましては、御指摘のとおり、今後積み重ねをして検証していく必要があると思っております。

可児市I C T教育に関する基本計画につきましては、御指摘いただいたことを踏まえて、今後検討していくように考えていきます。以上です。

○委員（松尾和樹君） ありがとうございます。

それでは、この導入したL T Eモデルタブレット端末の有効活用については、引き続き進めていていただきたいと思っております。前向きな御答弁もいただきましたので、強い期待を申し上げまして、今後取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

この件に関しては終了します。

続きまして、(2)今後の学校施設のバリアフリーについてを議題といたします。

質問者の田口委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○副委員長（田口豊和君） 今後の学校施設バリアフリーについて。

質問要旨は、令和8年度末で学校のトイレ洋式化率100%を目標としています。

一方で、市の個別施設計画や障がい者計画では、床の段差解消も機能向上の重点項目とされていますが、ふだんの生活の中で、私が物理的なバリアを感じてしまうのは学校です。トイレ改修という大きな節目を終えるに当たり、次なる重点整備項目として、車椅子利用者など、特に今は広陵中学校でエレベーターを設置するということですが、車椅子利用者などに配慮した学校のバリアフリー化をどのように計画的に進めていくのか、その優先順位と財源の見通し、今後の計画についてどのように考えていますか、をお願いいたします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（下園芳明君） 小・中学校等施設のバリアフリー化の整備には、バリアフリートイレの整備、スロープ等による段差解消、エレベーター整備等があります。

トイレにつきましては、先ほど委員のほうから説明があったとおりなんですけれども、スロープ等による段差解消について、門から建物前まで及び屋内運動場においては全ての学校で完了しています。校舎においては一部未完了ですが、要配慮児童・生徒等が在籍することが判明した場合には、保護者と学校と必要な対応を検討し実施しています。

また、大規模改修に合わせ、全ての段差解消を進めています。

エレベーター整備は、大規模改修に合わせ整備を進めるとともに、要配慮児童・生徒等が在籍することが判明した場合には、保護者と学校と打合せをし、整備完了までの応急対応を取るとともに整備しています。

今後の計画では、令和12年度までの個別施設計画において、令和11年度から2か年で実施を計画している東可児中学校校舎大規模改造工事の中でエレベーター整備を予定しています。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続いて、(3)長距離通学についてを議題といたします。

質問者の酒向委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） お願いします。

令和7年9月議会の通学時熱中症対策に関する一般質問の答弁にて、4キロメートル以上徒歩通学をしている長距離通学、主に児童ですが、の通学方法改善について検討するとの答弁をいただいています。その後の検討内容、進捗状況などはどのようなのですか。今年の夏までに対策を講じられそうか、お願いします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○学校教育課長（木村正男君） まず、令和7年9月議会におきまして、教育長より熱中症対

策に関する答弁として、対象となる児童の実数がどの地区に何人いるのかを精査する必要がある、そしてその上で、バスだけでなくタクシーの利用等も含めて通学方法を検討するというものがありました。

これを受け、教育委員会で精査した結果、通学距離が4キロメートル以上の1・2年生でキッズクラブを利用しない児童は7名であることが分かりました。

また、6月から9月の市内の小・中学生の全欠席2万4,614件の理由を精査した結果、月曜日や、明らかに下校時が原因になっていないものを除く、熱中症が疑われる症状を欠席理由にしたケースは31件でした。さらに、この31件のうち、小学生の欠席15件について、それぞれの通学距離を割り出しました。その結果、15名の通学距離の平均は1.5キロメートル、最も通学距離の短い児童の通学距離は400メートルで、4キロメートルを超える児童はいなかったことが分かりました。したがって、通学距離が長ければ熱中症になりやすいといったような傾向は見られませんでした。

令和5年度2万6,993件の欠席と、令和6年度2万5,090件の欠席についても同様に調査をしましたが、やはり熱中症と通学距離の長さについての関係性は見られませんでした。

これらのことから、熱中症対策は全ての児童・生徒に行き渡る総合的な熱中症対策こそが必要であることが分かりました。

したがって、可児市の全児童・生徒への通学距離に関わらない下校時の熱中症リスク軽減対策として、以下のことを実施及び予定しています。

1つ目は、可児市小・中学校熱中症対策ガイドラインを通知しているところです。このガイドラインには、下校時の対応の欄を設け、下校前に必ず児童・生徒の健康状態の把握と水分の保持の確認を行うように徹底しています。そして、WBGT値が高い場合は学校に留め置き、WBGT値が下がってから下校する措置を取ることです。熱中症リスクの軽減を図っています。また、WBGT値に応じて塩分タブレットを配布し、摂取を促している各学校の必要数を調査し、来年度に向け必要数を学校に配布するための予算措置も行っています。

2つ目は、下校中の熱中症予防策です。下校中に児童・生徒が一休みでき、体調不良等の兆候がある場合にSOSを受け付ける施設として、みまもりオアシスの登録を進めています。現在、多くの事業所や個人宅から協力が得られ、みまもりオアシスの登録者数は366となっています。

3つ目は、児童・生徒に冷たい水が提供できるように冷水器の設置を進めています。

以上の方策により、可児市の全児童・生徒の登下校における熱中症リスクを軽減し、安全な登下校を支援することを考えています。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○委員（酒向さやか君） ありがとうございます。

4キロメートル以上歩いている子で体調不良の子はいなかったから、バスやタクシーに関しては、今後は検討されないということですかね。

○学校教育課長（木村正男君） 今申しましたように、熱中症の対策として対策をすることは

行いません。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（松尾和樹君） すみません、確認になりますけど、熱中症については、現在はそういった対応は取らないということだったと思うんですけど、それは調査の上で理由もはっきり示していただいたと思います。そのしっかり調べていただいたことについては、大変評価できることだと思います。

一方で、その4キロメートル以上の徒歩通学の部分については、熱中症以外の部分で、文部科学省が示していると思いますけど、徒歩通学の目安としては4キロメートル以内ということだったと思います。その点については今言及されていませんけれども、引き続きその対応については検討を続けていただけるということによろしいでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） 熱中症と言わず、長距離の通学をしている子についての扱いについては、まだ今検討をして調べているところであります。以上です。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

続きまして、(4)教室内スクリーンについてを議題といたします。

質問者の酒向委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（酒向さやか君） 授業でタブレットなどを使用していますけれども、教員のタブレット画面を投影する際のスクリーン、これ全部の学校がそうちょっと分からないですが、2校見たところ、タブレット導入時に学校に配備されたのは、黒板に貼り付ける白い段ボール素材のようなものを使っている学校があるんですけども、使用しないときは折り畳んで保管をしているそうで、その曲がるところに線が入ってしまっただけで投影画像が見切れていたり、あとどうしても汚れや破れなどが出て経年劣化が出てきて、投影画像が見づらくなってきているとの声があります。

P T A会計からスクリーンを新たに購入した学校もあるそうですが、授業に使用するものでもありますので、必要に応じて新しいものへの取替えが必要と感ずるのですが、各小・中学校での実態はどうなっていますか、お願いします。

○委員長（天羽良明君） この件に関して、執行部の説明を求めます。

○教育総務課長（下園芳明君） 現在、各学校で使用しているスクリーンは、令和3年度にプロジェクターを導入した際に配付したものです。その際に、劣化した場合には、配当予算により各校で対応するよう案内をしています。

実態につきましては、購入したとの声は聞いており、配備されてから年数もたつことから、今後、学校の意向を聞きながら新たなものを検討してまいります。以上です。

○委員長（天羽良明君） 質疑はございませんか。

○副委員長（田口豊和君） 以前、P T Aの役員に関わっていたときに、P T A会費で購入すると、要は次に買い換えるときもP T A会費じゃないと駄目だよというのを聞いたことがあ

って、もしスクリーンをPTAの会計から出されている学校があるんだったら、それがもし出てきたときにまたPTA会費で買わなきゃいけなくなっちゃうので、その辺のところの実態はどうなんでしょうか。

○教育総務課長（下園芳明君） PTAの会費で買われたものにつきましては、こちらでは関与できないので、学校とPTAとの間で相談されてやることですので、ちょっとこちらでは分かりかねますので、すみません。

○委員長（天羽良明君） ほかにございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、13時まで休憩とさせていただきます。

休憩 午前11時58分

再開 午後0時55分

○委員長（天羽良明君） それでは会議を再開いたします。

次に3. 報告事項、1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○国保年金課長（後藤文岳君） 報告事項1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正について御説明いたします。

委員会資料9ページを御覧ください。

改正の趣旨ですが、令和8年度税制改正大綱に基づく地方税法施行令の改正に伴い改正するものです。

内容は、国民健康保険税の賦課限度額と軽減判定所得の基準の2点について、令和8年3月末に地方税法施行令が改正され、令和8年4月1日施行予定となっています。

まず、1の国民健康保険税の賦課限度額の変更についてです。

(1)の改正内容は、基礎課税額を現行の66万円から67万円に引き上げます。また、子ども・子育て支援金課税額は3万円とします。後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の変更はありません。これにより、賦課限度額の合計は現行の109万円から113万円になります。

(2)の影響額ですが、基礎課税額は約126万円の増収が見込まれます。

(3)の影響世帯ですが、限度額超過世帯数は基礎課税額が147世帯から142世帯、子ども・子育て支援金課税額が93世帯になると見込まれます。

(4)の施行日は、令和8年4月1日です。

10ページを御覧ください。

続きまして、2. 国民健康保険税の軽減判定所得の基準の変更についてです。

(1)の改正内容は、減額の対象となる軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずる

金額を、2割軽減の対象となる世帯にあつては、現行の56万円から57万円に、5割軽減の対象となる世帯にあつては、現行の30万5,000円から31万円にそれぞれ引き上げます。

(2)の影響額ですが、軽減判定所得の引上げに伴う軽減額は約196万円になると見込まれます。

(3)の影響世帯ですが、2割軽減の対象となる世帯は26世帯の増加、5割軽減の対象となる世帯は32世帯の増加が見込まれます。

(4)の施行日は、令和8年4月1日です。

以上の内容及び子ども・子育て支援金関連の一部の根拠法令である地方税法施行令が年度内に改正される予定ですので、地方税法施行令の改正後、速やかに可児市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分させていただき、令和8年度の保険税から適用してまいります。

報告事項1. 可児市国民健康保険税条例の一部改正についての説明は以上です。

○委員長(天羽良明君) ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項2. 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○国保年金課長(後藤文岳君) 報告事項2. 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告について御説明いたします。

委員会資料11ページを御覧ください。

令和8年度第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が令和8年2月13日に開催され、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が可決され、令和8年4月1日から施行されます。

今回の改正は、令和8年度の保険料率の改定、保険料賦課限度額の改定、保険料均等割額の軽減措置に係る所得判定基準の改正の3点です。

初めに、1つ目、令和8年度の保険料率の改定について御説明します。

保険料率は、医療給付費の動向や制度改正を踏まえ、2年ごとに見直されています。また、今回の改定では、基礎賦課額分のほか、子ども・子育て支援納付金分が創設されます。

子ども・子育て支援納付金分は、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に引き上げを行いながら制度構築が図られるため、令和9年度、令和10年度も料率変更が予定されています。

①基礎分の令和8年度及び令和9年度の保険料率は、均等割額が現行の4万9,412円から5,973円増の5万5,385円に、所得割率が現行の9.56%から0.15ポイント増の9.71%に改定されます。

②子ども・子育て分の令和8年度保険料率は、均等割額が1,374円、所得割率が0.25%となります。

四角で囲っています③基礎部分、子ども・子育て分の合計として、令和8年度保険料率は均等割額が5万6,759円、所得割率が9.96%となります。

今回の保険料率の改定により、岐阜県全体の1人当たり保険料額は年額9万19円となり、令和6、7年度と比較すると1万28円の増額となる見込みです。

12ページを御覧ください。

次に2つ目、保険料賦課限度額の改定について御説明します。

基礎分の限度額は、現行の80万円から5万円増の85万円に改定されます。子ども・子育て分の令和8年度限度額は2万1,000円となり、賦課限度額の合計は87万1,000円になります。

次に3つ目、保険料均等割額の軽減措置に係る所得判定基準の改正について御説明します。

減額の対象となる所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減の対象となる世帯にあつては、現行の30万5,000円から31万円に、2割軽減の対象となる世帯にあつては、現行の56万円から57万円にそれぞれ引き上げられます。

また、令和8、9年度は各広域連合の判断により基礎賦課額分の7割軽減対象者の均等割保険料をさらに0.2割軽減することが可能である旨の通知が国から発出されました。そのため、岐阜県後期高齢者医療広域連合では7.2割軽減を実施します。

軽減後の均等割額については、それぞれ表の一番右に記載のとおりです。

報告事項2. 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告については以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項3. パブリックコメントの結果公表について（こども健康部所管分）を議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○こども健康部長（大杉美穂君） では、委員会資料の13ページをお願いいたします。

こども健康部所管のパブリックコメントの結果について報告いたします。

計画（案）の内容につきましては、昨年12月の委員会で御説明したとおり、第3期子ども・子育て支援事業計画は、一部計画変更で、教育・保育事業の量の見込みと保育枠の確保の数値について、認可外保育施設を含めた数値に変更したものです。

新型インフルエンザ等対策行動計画は、県行動計画の改定を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対応で得た知見などを反映し改訂したものです。

両計画とも、1月に計画案のパブリックコメントを実施し、表のとおり、提出された意見はともにゼロ件でした。

今後は、計画は原案どおり3月中に公表いたします。以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項４．こども誰でも通園制度の準備状況についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いします。

○保育課長（可児浩之君） よろしくをお願いします。

委員会資料14ページをお願いいたします。

令和8年4月1日より実施するこども誰でも通園制度の準備状況等について報告いたします。

まず、令和8年4月の実施体制については、公立施設1か所、こちらは総合会館の1階でございますけれども、こちらでこども誰でも通園制度を実施いたします。

市内の民間事業者に対しまして、11月に説明会を開催し、1月に支援給付費の公定価格の通知と制度実施意向を確認した結果、4月から実施意向のある事業者はございませんでした。

次に、事務手続の状況でございます。

まず、こども誰でも通園制度の周知につきましては、1月に市のホームページに掲載するとともに、「広報かに」2月1日号で市民周知を行っております。

また、2月16日からは利用登録申請受付を開始しました。

2月27日には、子ども・子育て会議にて、公立施設が支援給付費の支給対象施設の運営基準を満たしているかの確認に関する意見聴取を実施いたしました。特段の意見はございませんでした。

今後につきましては、3月に利用登録申請者を市が認定し、認定された方から順次面談を実施、その後、施設の利用予約をしていただく形になります。

一般的な利用の流れにつきましては、資料の下にある図を御確認ください。

今現在がちょうど最初の青い四角のところですが、利用申請を今受け付けておりまして、一番下が市の、グレーのところですが、こちらで今審査をしているというところがございます。3月中にこれを実施してまいりますので、それが済み次第、利用者にとっては、それぞれ次の面談に進んでいただくという形になります。

ちょうど予約の次のところに破線がありますが、3月末までに認定、面談、予約までを完了する予定としております。

次に、15ページを御覧ください。

現在の総合会館1階の準備状況でございます。写真にありますとおり、床面を、柔らかい、転んでもけがをしないような素材に改修を完了いたしました。今後は、入り口にインターホンの設置、ネットワーク環境の整備を行うほか、遊具やパーティション等、現在配備の手配をしているところでございます。

3月下旬には施設のほうも準備が完了する予定でございます。説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

次に、報告事項5. 小規模保育施設の認可保育所の移行についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○保育課長（可児浩之君） 委員会資料の16ページをお願いいたします。

令和8年4月1日からです。市内のかみので今渡保育園、これは現在、小規模保育施設でございますけれども、こちらが認可保育園のほうに移行いたしますので、御報告するものでございます。

利用定員の変更内容については資料記載のとおりとなりますけれども、3歳以上児の保育枠が54枠増加しまして、ゼロから2歳の保育枠が3減少するということとなります。

認可保育園への移行による影響につきましては、3歳以上児の保育枠が新規に増加することになるので、近年の幼稚園から保育園への保育ニーズ移行に対応できるほか、外国籍児童の保護者にとっても園選択の幅が広がるなどのメリットがあると考えております。

なお、認可保育園への移行に当たりまして、2月27日に子ども・子育て会議にて意見聴取を行いました。特段の意見はございませんでした。

正式には、3月末までに県が認可保育園への移行を認可する見込みとなっております。

説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に、報告事項6. いじめの未然防止と早期対応の充実についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明をお願いいたします。

○教育総務課長（下園芳明君） 資料のほうはございません。

令和7年、昨年9月議会の教育福祉委員会において、富田委員から事前質疑で求められた内容について、幾つか現時点ではお答えすることができない旨、回答させていただいております。

事前質疑の要旨は、令和6年度の可児市教育委員会事務の点検・評価報告書の中に、いじめ重大事態の調査がなされ、課題が指摘された旨報告書に記載したところ、指摘された課題とは、それに対してどのような対応をしたのか、また組織対応の強化はどのように行うのかというものでした。

ただ、事案が終結していないことから、報告書の内容を公表できない旨回答させていただいております。

その事案について、一通り関係者への説明が終了したことから、この場を借りて、回答できなかった部分について報告をさせていただきます。

まず、指摘された課題はと、それに対してどのように対応したのかを併せて説明します。

報告書の中では提言と表現されているので、提言という言葉で説明させていただきます。
大きく分けて、学校への提言、学校設置者への提言とあります。

学校への提言、まず、いじめの理解やいじめについて適切な見立てをと提言されています。
これは、全ての教職員がいじめについて適切な理解を得ることや、積極的な認知をすること
とのことです。これに対しては、校長や生徒指導主事に対し、いじめの積極的な認知につ
いての研修を行っています。

その結果、いじめの認知件数について、令和5年度に年間93件だったものが、令和6年度
には174件、令和7年度には2月末現在で316件まで増加しています。学校において法令に基
づいたいじめ認知を積極的に進め、いじめの見逃しゼロに向けて意識が高まっています。

次に、教育相談体制の拡充や専門家の積極的な活用を提言されています。

これは、できるだけ早いうちからスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを
交えたケース会議を行う、専門家の有するそれぞれの専門性をより深く理解し積極的に活用
するようとのことです。

これに対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが学校のいじめ対
策委員会に参加するよう促すだけでなく、アセスメントに基づいた効果的なチーム支援体
制を構築できるように研修を進めています。

次に、学校設置者への提言として、記録とその保管についてを提言されています。

これは、いじめや暴力行為等は基本的に毎月月末に学校から教育委員会に報告するよう
になっているが、月末を待たずに、事案が発生したら速やかに教育委員会へ報告するなど、学
校現場の負担を増やすことなく届くよう改められたいとのことです。

これに対しては、警察が関係している、保護者が学校に納得していない場合などにつ
いては、速やかに教育委員会に報告するように徹底しています。

次に、財政上の措置を提言されています。

これは、委員が本業がありながら委員会の業務をこなしているのに、別の調査も重なると
大変な業務量になることから、今後は事案ごとに委員を分けるなど、複数事案を担当しない
よう調整、そのための財政基盤を整えられたいとのことです。

これに対しては、事案ごとに臨時委員を設けることができる旨の委嘱規定はあり、各事案
の調査方針は委員会で決めていくことから、同委員会から要望があれば適宜臨時委員の委嘱
等を進めていきます。

また、組織対応の強化はどのように行うかは、今年度よりスクールソーシャルワーカーを
全部の小・中学校に配置したこと、県に対して人員を増やす要望、職員に対する研修回数の
増加、また、いじめ防止専門委員会事務局と定期的に連絡を取り合い、情報の共有をするこ
となどの対応を取っています。説明は以上です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、この件に関しては終了します。

ここで暫時休憩といたします。

以降の議事は委員のみで協議しますので、執行部の皆さんは御退席いただいて結構です。
ありがとうございました。

休憩 午後 1 時15分

再開 午後 1 時17分

○委員長（天羽良明君） それでは会議を再開させていただきます。

4. 協議事項について、1. 行政視察について話をしたいと思います。

教育福祉委員会の行政視察についてですが、私のほうから2月9日、可児市包括ケアシステムの勉強会では、皆さんから2時間にわたってたくさんの意見をいただき、大変ありがとうございました。皆様からは所感もいただきまして、一まとめにしたものを皆さんに見ていただき、また御指摘などもいただきました。その御指摘を反映させていただいたものが、今お手元に配らせていただいたものになります。

特に今のところは公開するようなものではありませんが、今後の参考として、高齢福祉課長のほうからいただいたこの可児市の実態とか、そういった資料と、こちらの勉強会の取りまとめのほうを参考としてお持ちいただければというふうに思っております。

次のステップとして、今日皆さんのほうに御相談をしたいと思いますのが、行政視察を提案したいと思います。

福祉の分野についての候補をペーパーレス会議システムのほうに案を上げさせていただいておりますので、そちらのほうで御説明をしたいと思います。

寝屋川市と生駒市と視察の行程というところを後で説明していきたいと思います。こちらのほうは、4月から5月に当たって、受入れをしていただけるかどうかの調整はこれからでございますが、どちらか1自治体を日帰り計画したいというふうに思っております。

福祉分野での視察ということで、田口副委員長と一緒に案を考えさせていただいたわけですが、これは、可児市包括ケアシステムの勉強会の少し前に京都のほうに福祉の研修に行かせていただきまして、そちらのほうの講師の方に、題材としては福祉の分野、また地域包括ケアシステムのこと、また介護保険等の内容があったわけですが、そういった福祉の分野で我々可児市の大体の特徴なども聞いていただいた上で、どこか先進的な自治体はございませんかということで御相談をさせていただきました。

それで、大阪府寝屋川市と奈良県生駒市というところをお話をいただきましたので、また副委員長と共に研究をしまして、こちらのほうがいいのではないかなというふうに思っておりますので、ここで皆さんに説明させていただきたいと思います。

これは、まず寝屋川市のところを見ていただきたいと思いますが、先日勉強させていただきました地域包括ケアシステムとも密接に関係しておりますが、高齢、障がい、子供、生活困窮といった従来の各分野ごとでは解決が難しい複雑化した課題や支援ニーズに対応するた

めに重層的支援体制整備事業ということを既に行ってみえる自治体になります。この寝屋川市、そして生駒市は大阪府のベッドタウンということで、この2つの自治体はそんなには離れていない位置関係にございますが、まずは寝屋川市の資料を説明させていただきたいと思っております。

寝屋川市の資料の2ページのところを見ていただきたいと思います。これは令和6年度の重層的支援体制整備事業の取組についてという資料になりますが、こちらのほう、重層的支援体制整備事業を推進するために会議体を設置されたというようなところの資料になっております。

下のほう、表がございまして。見ていただきたいと思います。

こちらにありますのが、これは重層的支援体制を福祉部はもちろん中心としてはおるんですが、一番上にあります危機管理部とか、市民サービス部とか、また上下水道局という形で、いろんな全庁的な課を重層支援員を配置して、相談窓口を連携しています。

7ページを見ていただきたいと思います。

こちらのほうは社協だよりの令和7年5月号になりますが、このような形で市民への周知をされているわけですが、9ページのところ、このお便りの中のどうしたらよいかというところで、各市民の方々の悩みについて、これから重層的支援体制でやっていきますよということの紹介がございました。

その下には、老老介護用語コーナーであったり、8050の問題についても解説がされておりました。

続いて生駒市のほうを説明させていただきます。

生駒市の特徴は、支援者の支援というところでございます。先ほどの予算決算委員会の中でも支援者が大変なんだという話もちらっとありましたが、この1ページ目からはかさねるいこま実施計画ということで、こちら生駒市のほうは寝屋川市よりもちょっと早くスタートされている自治体ではあります。

この実施計画が1ページから32ページにわたってとても分かりやすく掲載されておりましたので載せておりますが、この平仮名でタイトルの「かさねる」というのは重層的支援を意味します。こういったネーミングの親しみやすさを感じました。内容もとても分かりやすく、このまちにも地域包括支援センターなど、いろいろ高齢者サロンなど、地域の市民の皆さんと共に孤立防止とかをやっています。

それで、令和5年度からは準備期間をしっかりと設けられて、孤立とか孤独などの問題や生活困窮の問題、そういったものを洗い出している自治体でございます。

33ページをお願いします。

こちらのほうは、市民版にこういった計画のほうを分かりやすいものを作っていました。39ページ、その中で地域包括ケアシステムとの関わりなんか書いてありました。

この2つを説明させていただきましたが、4月から5月の中旬辺りで視察を受け入れていただけるかどうかはまだ未定ではございますが、このような先進自治体を1つ日帰り計画

をさせていただきたいと思っております。

行程表の資料のほう、視察行程というところを見ていただけますでしょうか。

こちらのほう、今のところ田口副委員長とも相談もさせていただいて、先方に、昼1時から視察を受け入れていただけるようなイメージになっておりますが、8時20分に可児市を出発して、目的地のほうに11時半前に着くような行程で、また帰りは18時ぐらいかな、それぐらいに帰ってこられるような行程になっております。

このような形で、2つのほうで進めさせていただきたいというふうに考えております。皆様から御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

川合委員、もし御意見いただければ。

○委員（川合敏己君） ありがとうございます。

いいと思いますが、例えばこれ電車移動になっているんです。例えばタクシー会社とかでバスを貸してもらって、運転手も1人つけてもらって、ドア・ツー・ドアで行くような考え方というのはあるかなとは思いますが。金額的にもそれほど、ちょっとごめんなさい、見積りももらっていないんですけど、多分いろいろやると8人ぐらいですか、事務局入れて。そうすると十二、三万、十三、四万ぐらいになると思いますけど、分かりませんが、そのほうが、結構な乗換えもありますものですから、手間を考えると、日帰りですととにかく1つのところに行くということであれば、行って帰ってくるというようなやり方はあるかなと思いますが、というふうに個人的にはちょっと今、即興で思いました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そうですね、そちらのほうもまた調整の具合で、もし受け入れていただけるのであれば、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。

どうしてもバスのほうが難しかった場合でも、この先進地としてはぜひ行きたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

皆さん、すみません。正・副委員長としては、どちらがいいかなという、これがまず皆さんのほうから聞くべきことかなというふうにも思っております。調整の具合では御希望にも沿えないかも分かりませんが、どちらがいいかというところで、ちょっと参考に御意見をお願いしたいと思っております。

私の説明ではまだ分からなかった部分があるかと思いますが、生駒市のほうは3年ほど前から事業がスタートしております。寝屋川市のほうは2年ぐらい前からスタートしております。それで、両方とも大阪府のベッドタウンということで、また自然環境等も可児市には似ておりますが、寝屋川市のほうはちょっと人口が多い、27万人から30万人で、生駒市のほうはほぼ可児市と一緒に人口という形になっております。

あとは両方一長一短ありますので、私としてはどちらでも大丈夫かなというふうに思っております。

○委員（富田牧子君） 生駒市に行きたいです。

寝屋川市はあまりにも規模が大き過ぎるので、人口が。あんまり大阪に行って勉強になる

こともないんじゃないですか。

生駒市のほうが資料を見る限り、ちょっと早くからやっているし、まだ寝屋川市は始まったばかりでしょう。

○委員長（天羽良明君） 2年ぐらい前からですね。

○委員（富田牧子君） 2年じゃ個人的には生駒市だと思いますけど。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そのほかは皆さんはいかがでしょうか。

副委員長はどうですか。

○副委員長（田口豊和君） 個人的にお勧め、生駒市のほうが、僕は人口規模も近いし、資料も柔らかい感じなので、こちらのほうが親しみを持てる感じがしました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

皆さん、そうしましたら、取りあえずは生駒市で調整するという事でよろしいですか。ありがとうございます。

どうしてもまたちょっと両方で検討した結果、生駒市でなくなってしまっても、皆さんよろしいでしょうか、そのときは。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

それでは、今御意見をいただきましたことについても含めて、また調整のほうを正・副で一任していただければと思いますが、そのような形で進めていってよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

ありがとうございます。

今後は事務局とも相談して、より効率的な視察ができるように、また実りある視察ができるようにしていきたいと思っております。また決定しましたら、皆さんから事前質疑などもいただきながら進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、4番については終わりたいと思います。

最後、その他というところで、皆様から全般的なことでも結構ですから、何かございましたらよろしく願いいたします。

○副委員長（田口豊和君） 視察もそうなんですが、要はよその現状を知るだけじゃなくて、可児市の現状、地域包括ケアシステムとか、重層的支援体制について、可児市の現状ももっと学ぶべきじゃないかなと思って、高齢者サロンとか、勉強会であんまり行くべきじゃないよという話でしたけど、地域包括支援センターとかに皆さんで手分けして足を運んだりしてもいいんじゃないかなと思いました。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

この件に関しましては、さきの勉強会などでも、高齢者サロンなど地域の力を借りて、今後重層的支援などもやっていくということも聞いておりましたので、このメンバーで全員で行けるということは理想ではありますが、例えば高齢者サロンで今回、富田委員から緑の集

会所のほうで行ってもいいよというふうにいただいております。また、宮原課長からも、ぜひ緑の集会所はいいところですよということも御推薦もいただきましたし、いろんなサロンがありますので、元気なうちからそういった地域の顔なじみを増やすというところの様子をぜひ見ていきたいというふうに思っておりますので、また3月に限らず、4月、5月、6月というような形でも結構ですので、地域の皆さんのほうから、今渡にこういういいところがあるよとか、そういった情報をまた共有しながら、行けるメンバーで、そちらの主催者の方の意向に、スケジュールなども合わせていきたいというふうに思います。

また、地域包括支援センターについては、宮原課長のほうにもちょっと相談させていただいたんですが、久々利のほうの東部地域包括支援センターは社会福祉協議会とか民生委員・児童委員とかも出席されてやってみえるよというようなことの情報もいただきましたので、またそういったところも情報発信して、皆さんとスケジュールが合えば、また行ける方で一緒に行ってはどうかというふうに思います。

それぞれ各議員の皆さんのほうで、またアンテナを張っていただいて、また課題等もありましたら、ぜひとも個人的に行かれたものに関しましても情報を共有していきたいなというふうに思っております。

そのような形で可児市の実態を、現場をという形で対応していきたいなというふうに思いますが、そのような進め方でいいでしょうか。

○委員（富田牧子君） 何人お見えになりますか。

○委員長（天羽良明君） そうですね、まずね。

○委員（富田牧子君） 一応言っておかないと、車椅子はありますので、集会所のところに。

○副委員長（田口豊和君） 多分それで大丈夫です。

○委員長（天羽良明君） ありがとうございます。

そうですね。3月28日の10時から緑の集会所のほう、川合委員はちょっと御予定があるとお伺いしております。また皆さんの中で、行ける方があったら私に教えていただければというふうに思いますので、また富田委員にお伝えさせていただきます。

また今後とも、皆さんのほうから情報を取り入れながら高齢者サロンのほうを訪問させていただければと思っておりますし、また地域包括支援センターについても、許可が得られればまた情報発信させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

そのほかはございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、それでは教育福祉委員会をこれで終了させていただきます。お疲れさまでした。

閉会 午後1時37分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月12日

可児市教育福祉委員会委員長